

福岡県行政書士会柳川支部運営規則

(目的)

第1条 この規則は、福岡県行政書士会（以下「本会」という。）会則第66条の規定に基づき、支部の設置及び運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この支部は、本会会則施行規則第42条に定める福岡県行政書士会柳川支部（以下「支部」という。）と称する。

(組織)

第3条 支部は、前条に定める支部の区域内に事務所を有する本会会員をもつて組織する。

(事業)

第4条 支部は、支部会員相互の親睦融和を通じて、行政書士の品位を保持し、その業務の発展及び改善を図るため次の事業を行う。

- (1) 会員の指導及び連絡並びに業務確保に関する事。
- (2) 懇親会及び研修会の開催に関する事。
- (3) 本会との連絡調整に関する事。
- (4) その他支部運営に必要な事項。

(事務所)

第5条 支部の事務所を、支部長事務所内に置く。ただし、会員の利便その他支部運営上他に置くことが好ましいときは、他に置くことができる。

(役員)

第6条 支部に次の役員を置く。

- | | |
|----------|------|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 1名 |
| (3) 理事 | 4名以内 |
| (4) 監事 | 1名 |

第7条 前条の役員は、支部総会で選任する。ただし、任期の中途中で欠員を生じたときは理事会において選任する。

2. 役員の任期及び解任については、本会会則を準用する。
3. 役員に選任された者は、正当の理由がなければ、これを拒み又は、任期中辞任することはできない。

第8条 支部長は支部を代表し支部事務を總理する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理し又は代行する。
3. 理事は、支部長を補佐し、支部運営に当る。
4. 監事は、支部資産及び会計状況を監査する。

第9条 理事はその互選により、1人を経理担当として予算決算及び金銭出納に関する事務を、1人を網紀観察担当として会員の品質保持並びに職域確保に関する事務を、夫々掌るものとする。

第10条 役員には手当を支給することができる。

2. 支給する場合には、予算案にその額を計上し総会において決議しなければならない。

(会議)

第11条 支部の会議は、総会並びに理事会とする。

第12条 総会は、支部会員をもって構成し、毎年会計年度終了後、1月以内に定時総会を、必要ある場合に臨時総会を開催する。

第13条 理事会は、支部長・副支部長・理事をもって構成し必要により開催する。

2. 理事会に監事を出席させることができる。ただし、議決権は有しない。

第14条 総会の議長は、総会において出席会員の中から選任する。

2. 理事会の議長は、支部長がこれに当たる。

第15条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状は出席者とみなす。

第16条 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第17条 会議の開催は、おおむね期日の10日前迄に支部長がこれを通知しなければならない。ただし、理事会についてはこれを短縮することができる。

第18条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

1. 予算及び決算に関する事項。
2. 事業計画に関する事項。
3. 規則の制定及び改廃に関する事項。
4. 役員の選任（任期の中途において選任するときを除く）及び解任に関する事項。
5. 本会総会に出席する代議員の氏名に関する事項。
6. その他理事会で重要な事項と認めるもの。

第19条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

1. 総会に附議する事項。
2. 事業計画の執行に関する事項。
3. その他支部運営に必要な事項。

第20条 会議は次の事項を議事録に記録し、議長及び出席者の中より議長が指名する2人が記名捺印し永久保存しなければならない。

1. 会議の日時、場所。
2. 構成員の数及び出席者並びに委任状の数。
3. 附議事案並びに議事の概要。
4. 決議事項。
5. 議長及び議事録署名員の氏名。
6. その他議長において必要と認める事項。

（会計）

第21条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第22条 支部の経費は、支部運営費及び本会交付金、その他の収入をもってあてる。

第23条 会員は本会の定める会費（支部運営費を含む）を期日までに本会の定める方法で本会に納入しなければならない。

第24条 支部の金銭は、支部長または経理担当理事名にて金融機関に預け入れなければならない。

第25条 支部の業務上必要な役員、会員の出張については、本会旅費規定を準用し旅費を支給する。

（表彰及び慶弔）

第26条 支部の功労者及び模範会員は、理事会の議を経てこれを表彰することができる。

第27条 会員には、別表に定める慶祝金を贈る。

第28条弔慰金として、別表に定める金額を贈る。

第29条 会員が入院1月以上にわたる傷病の場合は、別表に定める見舞金を贈る。

第30条 会員が災害等により著しい被害を蒙った場合は、理事会の議決を経て見舞金を贈る。その額は理事会で決める。

（雑則）

第31条 支部長は、本会会則第65条に定める会員の違反行為報告義務のほか、行政書士としてふさわしくない非行がある会員に対しては理事会に諮り会長に報告し必要な措置を求めなければならない。

第32条 会員は、必要があるときは支部備付の諸帳簿の閲覧を求めることができる。

第33条 この規則に定めがないもので必要ある場合は本会会則を準用する。

(附則)

1. この規則は昭和60年5月18日から施行する。
2. 福岡県行政書士会柳川支部規則(昭和57年4月24日)はこの規則施行の日これを廃止する。
3. この規則は平成3年4月19日から施行する。
4. この規則は平成4年4月30日から施行する。
5. この規則は平成17年4月27日から施行する。
6. この規則は平成20年4月25日から施行する。

別表

区 分		金額
支部運営費(第23条)	会員 1人 1ヶ月	2,000円
慶祝金(第27条)	結婚	10,000円
	米寿	10,000円
弔慰金(第28条)	会員死亡	20,000円
	会員の配偶者死亡	10,000円
	1親等内の血族死亡	5,000円
見舞金(第29条)	傷病見舞金	10,000円